

みなしガス小売事業者部門別収支計算規則

平成29年 3月28日経済産業省令第21号

改正：令和 2年 4月30日経済産業省令第44号（広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令等の一部を改正する省令）

改正前	改正後
-本則-	
施行日：令和 2年 4月30日	
<p>（旧一般ガスみなしガス小売事業者に係る部門別収支計算書等の提出等）</p> <p><b>第四条</b> 旧一般ガスみなしガス小売事業者は、毎事業年度経過後四月以内に旧法第二十六条の二第二項の規定による<b>提出を行わなければならない。</b></p> <p>2 旧一般ガスみなしガス小売事業者が、旧法第二十六条の二第二項の規定により提出すべき書類は、様式第一及び前条の証明書とする。</p>	<p>（旧一般ガスみなしガス小売事業者に係る部門別収支計算書等の提出等）</p> <p><b>第四条</b> 旧一般ガスみなしガス小売事業者は、毎事業年度経過後四月以内に旧法第二十六条の二第二項の規定による<b>提出を行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期間内に同項の規定による提出を行うことが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に提出を行わなければならない。</b></p> <p>2 旧一般ガスみなしガス小売事業者が、旧法第二十六条の二第二項の規定により提出すべき書類は、様式第一及び前条の証明書とする。</p>
-本則-	
施行日：令和 2年 4月30日	
<p>（旧簡易ガスみなしガス小売事業者に係る部門別収支計算書の提出）</p> <p><b>第七条</b> 前条の旧簡易ガスみなしガス小売事業者は、供給地点群ごとに様式第三を、毎事業年度経過後四月以内にその供給地点群を管轄する経済産業局長に<b>提出しなければならない。</b></p>	<p>（旧簡易ガスみなしガス小売事業者に係る部門別収支計算書の提出）</p> <p><b>第七条</b> 前条の旧簡易ガスみなしガス小売事業者は、供給地点群ごとに様式第三を、毎事業年度経過後四月以内にその供給地点群を管轄する経済産業局長に<b>提出しなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期間内に同様式を提出することが困難であるときは、当該経済産業局長が当該事由を勘案して定める期間内に提出しなければならない。</b></p>
-改正法・附則・題名- ～令和 2年 4月30日 経済産業省 令 第44号～	
施行日：令和 2年 4月30日	

◆追加◆	附 則（令和二・四・三〇経産令四四）
-改正法・附則- ～令和 2年 4月30日 経済産業省 令 第44号～	
施行日：令和 2年 4月30日	
◆追加◆	この省令は、公布の日から施行する。

\*\*\*\*\*